

南越前町景観計画

1 景観計画とは

- 景観計画は、平成 16 年 6 月に施行された「景観法」に基づく『良好な景観の形成に関する計画』で、地域固有の景観を活かしたまちづくりを進める上での基本的な計画として、**景観形成の目標や方針、建物を建てる際の景観上のルール**などを定めることができます。

2 南越前町景観計画の目的

- 南越前町は、町域の約 92%を森林が占め、西側は越前海岸に面するなど、豊かな自然環境を有する中であって、悠久の歴史に培われた伝統や文化、生業、生活などが地域にしっかりと根付いた美しい町です。
- 町はこれまで、北国街道の要衝であった今庄宿の一带や北前船主の館が残る河野北前船主通りなどにおいて、歴史的・伝統的な建造物の保存や公共空間の高質化整備を進めるとともに、地域住民や諸団体などとの協働により、景観資源を活かしたまちづくりに取り組んできました。
- 一方、人口減少や少子高齢化が進む中で、空き家や空き地の増加、担い手不足に伴う農地や里山、山林の荒廃などにより、長年にわたり受け継がれてきた良好な町並みや自然が損なわれつつあります。
- 南越前町景観計画は、先人より受け継がれてきた景観資源を**より良い形で次代に引き継ぐ**とともに、**地域の景観特性との調和を図りながら未来に引き継ぐべき価値のある景観を創出**するため、**町民・事業者・行政が共有できる目標やルール**を明確にすることを目的としています。

- 長年にわたり育まれてきた南越前町固有の景観資源をより良い形で次の世代に保全・継承します
- 住民負担に配慮しながら、南越前町の景観を著しく損ねる建物の建築等を抑制します
- 地域の景観特性との調和を図りながら、未来に残すべき価値のある景観の創出を図ります



3 景観形成の基本理念・基本方針

景観形成の目標

南越前の原風景によって培われた歴史や生活文化、
交流を育み続ける景観まちづくり

景観形成の基本方針

自然	景観の「地」となる自然と共生する美しいまち
歴史・文化	悠久の歴史と伝統・文化を育むまち
暮らし・町並み	地域への愛着を育む 住み続けたいまち
建築物等・公共空間	自然や歴史文化との調和を大切にするまち
継承	南越前町らしい景観を育む人づくり

地区別の景観形成方針

南条地区	四季を彩る花や緑に抱かれた賑わいと住み心地の良い景観まちづくり
今庄地区	街道口マンと伝統的な生活文化に培われた景観まちづくり
河野地区	海の恵みが身近に感じられる 潮風薫る景観まちづくり

4 景観形成の区域

- 南越前町固有の自然や歴史・文化的な景観との調和に配慮し、これらを著しく阻害することのない景観の誘導を図るため、景観計画の区域は南越前町の全域を対象とします。
- 海岸沿いの眺望景観の保全や海側から見た景観への配慮を求めるため、地先公有水面（越前加賀海岸 国定公園区域の範囲）についても景観計画区域に含めます。



5 届出制度

- 景観計画区域内では、**良好な景観の形成に著しく影響を与えると考えられる一定規模以上の行為**として、下記に示す行為を行おうとする場合は、**あらかじめ計画の内容について町への届出が必要**です。

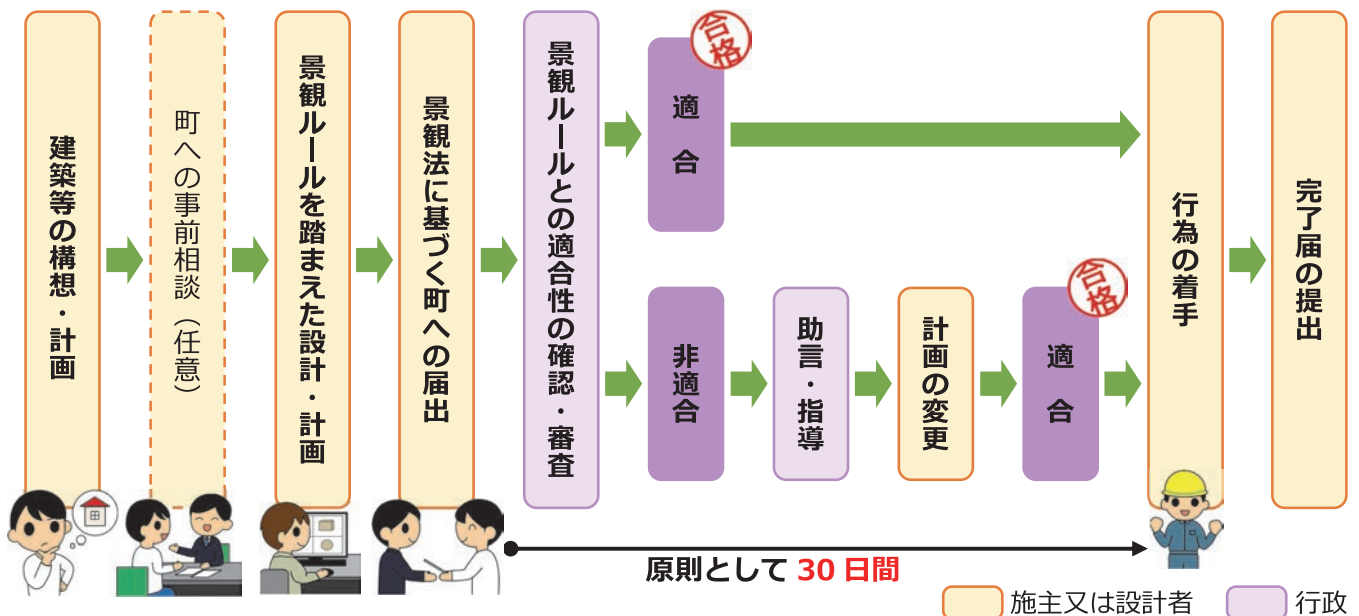
行為の種類	届出の対象となる規模
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 13m を超えるもの、又は階数が 3 を超えるもの ・ 建築物の延床面積が 500 ㎡ を超えるもの ・ 増築する部分の延床面積が 500 ㎡ を超えるもの ・ 上記に該当する建物で、見付面積の 1 / 2 を超える外観の変更
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 13m を超える（建物の屋上に設置される場合は 5 m を超える）もの ・ 築造面積（工作物の水平投影面積）が 500 ㎡ を超えるもの ・ 高さが 2 m を超える、又は水平投影面積が 500 ㎡ を超える太陽光発電設備 ・ 高さが 2 m を超え、かつ 1 辺の長さが 30m を超える塀・柵 ・ 高さが 5 m を超え、かつ延長が 30m を超える橋梁・高架鉄道 ・ 上記に該当する工作物で、見付面積の 1 / 2 を超える外観の変更
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為の面積が 1,000 ㎡ を超えるもの ・ 行為により高さが 2 m を超え、かつ延長が 30m を超える法面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採 物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為の面積が 1,000 ㎡ を超えるもの

注 1) 上記に該当しない行為については町への届出は不要です。ただし、次ページに示す景観ルールにできるかぎり配慮していただくをお願いします。

注 2) 今ある建物等で上記に該当するものについては、直ちに景観ルールが適用されることはありません。今後、増改築や外観の変更等を行う際に景観ルールが適用されます。

届出～行為着手までの流れ

- 上記に該当する行為を行おうとする場合は、**当該行為に着手する日の 30 日前までに町に届出**をしていただく必要があります。
- 町は、届出された内容を確認し、地域の景観特性と調和したデザインとなるよう、**必要に応じて助言・指導**を行います。



6 景観のルール（景観形成基準）

- 地域の景観特性との調和を図るため、届出の対象となる行為には以下の景観ルールが適用されます。
- 建築や工事に係る費用の増加などの負担増に配慮し、全町一律的に緩やかなルールとしていますが、当該行為が周囲の景観に与える影響をしっかりと理解した上で、デザイン等を工夫してください。

建築物・工作物

【高さ】
○周辺の景観や町並みの連続性に悪影響を与えない高さとする

【形態・意匠】
○周囲に対して威圧感や圧迫感を感じさせず、地域の景観特性を考慮した形態・意匠とする

【壁面】
○無機質な壁面とならないよう壁面形状を工夫する
○広告物は最低限にとどめ、派手にならないようにする

【塀・柵】
○圧迫感や閉塞感を与えないよう、高さや形状、色彩などを工夫する

【敷地内における位置・外構】
○背景となる山や海などへの眺望をできるかぎり阻害しない配置とする
○前面道路からできるかぎり後退し、町並みや歩行者に圧迫感を与えないようにする
○前面道路との境界部分には、できるかぎり植栽等の緑化を施す

【色彩】
○建物の外壁や屋根には、けばけばしい色や威圧感を与えるような色を使用しない

Color chart showing a grid of color swatches. A red circle highlights a red swatch (c2, v8) and a blue 'X' marks a blue swatch (c18, v8).

その他の行為

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	○植栽や塀などにより、道路等の公共空間から遮蔽する ○長大で無機質な擁壁が生じないように配慮する
木竹の伐採	○木竹の伐採後は、地域の植生に適した樹種で復旧を行う ○樹容や樹齢に優れた樹木はできるかぎり保存に努める
屋外における土石、廃棄物及び再生資源その他の物件の堆積	○植栽や塀などにより、堆積物が通りから見えないよう工夫する ○整然と積み上げ、圧迫感や危険性を与えないようにする

※越前加賀海岸国定公園の区域、今後指定を予定している重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観の区域については、それぞれの制度によるルールにも適合する必要があります。